三　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。第百四十条第五項において同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、技術的事項に関すること。

四～七　（略）

（保全指導・監督室）

第百三十条　保全指導・監督室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第三項に規定する指導（指導の実施（別表第六において「実地指導」という。）にあっては、別表第六に掲げる営繕事務所の管轄区域外に係るものに限る。）に関すること。

二　特に重要な営繕工事及び別表第六に掲げる営繕事務所の管轄区域外の営繕工事の施工に関すること。

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第百四十条　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第六のとおりとする。

2～4　（略）

5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第十のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。

6　地方整備局の事務所のうち航路事務所の名称、位置、管轄する開発保全航路及び海洋汚染防除業務に係る管轄区域は、別表第十二のとおりとする。

7　（略）

8　地方整備局の事務所のうち港湾空港技術調査事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第十三のとおりとする。

9　（略）

（事務所の内部組織）

第百四十一条　河川国道事務所等及び港湾事務所等で必要のあるものに、地方整備局長が、国土交通大臣の承認を得て、副所長二人以内を置くことができる。

2・3　（略）

4　河川国道事務所等及び港湾事務所等のうち、別表第十四の上欄に掲げるものには、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

5　前項の規定にかかわらず、必要があるときは、地方整備局長が、国土交通大臣の承認を得て、別表第十四の下欄に掲げる課に代え、又はこれに加えて同欄に掲げる課以外の課又は室を置くことができる。

6・7　（略）

（新設）

三～六　（略）

（保全指導・監督室）

第百三十条　保全指導・監督室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第三項に規定する指導（指導の実施（別表第五において「実地指導」という。）にあっては、別表第五に掲げる営繕事務所の管轄区域外に係るものに限る。）に関すること。

二　特に重要な営繕工事及び別表第五に掲げる営繕事務所の管轄区域外の営繕工事の施工に関すること。

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第百四十条　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第五のとおりとする。

2～4　（略）

5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第六のとおりとする。ただし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第七のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第八のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第九のとおりとする。

6　地方整備局の事務所のうち航路事務所の名称、位置、管轄する開発保全航路及び海洋汚染防除業務に係る管轄区域は、別表第十のとおりとする。

7　（略）

8　地方整備局の事務所のうち港湾空港技術調査事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第十一のとおりとする。

9　（略）

（事務所の内部組織）

第百四十一条　河川国道事務所等及び港湾事務所等で必要のあるものに、地方整備局長が、国土交通大臣の承認を得て、副所長二人以内を置くことができる。

2・3　（略）

4　河川国道事務所等及び港湾事務所等のうち、別表第十二の上欄に掲げるものには、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

5　前項の規定にかかわらず、必要があるときは、地方整備局長が、国土交通大臣の承認を得て、別表第十二の下欄に掲げる課に代え、又はこれに加えて同欄に掲げる課以外の課又は室を置くことができる。

6・7　（略）